

**令和 7 年度有明海再生加速化対策交付金覆砂工事
仕様書**

1 工事仕様

(1) 本仕様書は、熊本県漁業協同組合連合会（以下、「熊本県漁連」という。）が発注する有明海再生加速化対策交付金で実施される「令和 7 年度有明海再生加速化対策交付金覆砂工事（以下、「工事」という。）」に適用する。

(2) 工事の施工に関して、本仕様書に記載のない事項については、次の各項による。なお、本仕様書は次の各項に対して優先する。

ア. 漁場関係工事共通仕様書(平成 24 年(2012 年)1 月) 熊本県農林水産部
【※別添参照】

イ. 漁港漁場関係工事共通仕様書(令和 6 年(2024 年)4 月)水産庁漁港漁場整備部

ウ. 港湾工事共通仕様書(平成 25 年(2013 年)10 月) 熊本県土木部

エ. 土木工事共通仕様書(平成 31 年(2019 年)4 月) 熊本県土木部

オ. その他関連資料

(3) 熊本県漁連が施工状況の現地確認を行う場合、受注者は監督員と協議を行い、隣接工事の受注者と相互に協力すること。

2 工事の目的及び概要

2-1 目的

本工事により漁場環境の改善を図り、アサリ漁業生産量増大に資することを目的とする。

2-2 工事場所

荒尾市荒尾地先～宇土市網田地先までの計 13 地先

2-3 工事概要

覆砂工(購入砂) 総量 $A=117,325\text{m}^2$ $V=25,811\text{m}^3$

(1 地区あたり $A=9,025\text{m}^2$ $V=1,985\text{m}^3$)

覆砂厚 200mm

なお、詳細は、別添図面、数量表のとおりとする。

2-4 工期

契約締結日の翌日から令和 7 年(2025 年)10 月 31 日までとする。

ただし、現地作業（覆砂）については、ノリ養殖時期との関係から、令和7年(2025年)8月29日完了を原則とする。

なお、工程管理については、監督職員と入念な協議を行うこと。

上記工期には、余裕期間を設けない。

また、契約を締結するまでの間に工事開始日を通知すると共に、契約後10日以内に、工程表及び連絡体制表を提出するものとする。

第3章 施工

3-1 留意事項

- (1) 受注者は、工事契約後速やかに監督職員と業務内容について協議を実施し、施工計画書の承認を得ること。
- (2) 工事着手に先立ち、各関係機関（海上保安部、漁協、市町等）と協議調整を図ること。なお、施工場所近傍では漁業が営まれているため、これに支障がないよう十分留意して施工すること。
- (3) 仕様書及び設計書の内容について現場で疑義や記載なき事項を確認した場合は、速やかに監督職員と協議し、承認を得て施工すること。
- (4) 工事の施工に当たっては、船舶からの油等の流失が発生しないよう十分留意すること。
- (5) 船舶は他の船舶及び設置物等に十分注意して事故がないよう作業すること。
- (6) 工事の実施に伴い、既設構造物等に損害を与えた時は、速やかに監督職員に報告し、復旧について指示を受けること。なお、損害を与えた原因が受注者の過失による場合、その復旧にかかる費用は受注者負担とする。
- (7) 取り扱う土砂や海砂は、全量を工事に使用し、目的外に使用しないこと。
- (8) 安全警戒船については、使用船舶、乗組員資格、日報、巡回経路などの必要な事項を施工計画書に記載すること。また、日報等により実績を報告すること。

3-2 施工方法

- (1) 海砂（購入）は国産の砂を使用し、請負契約後、速やかに監督職員と打合せのうえ資材選定を行い、承認を得たうえで覆砂すること。
- (2) 海砂の規格は「港湾工事共通仕様書(平成25年(2013年)10月)熊本県土木部」第5章5-1-2材料の定めによること。
- (3) 覆砂に使用する海砂（購入）については、請負契約後、速やかに監督職員と打合せのうえ資材選定を行い、生物分析(20℃・10日間の液体培養法による植物プランクトン休眠孢子培養試験、サンプル5ℓ程度中のマクロバントス分析)を実施して、サンプルと共に監督職員に提出し承認を得る

こと。

(4) 覆砂位置については、別添図面のとおりとし、詳細な位置等については事前に監督職員と協議すること。また、施工に先立ち事前測量を行い、指定された場所に施工すること。

(5) 砂均しについては、均し機種、回数、時期等を監督職員と協議すること。

(6) 覆砂容積については、施工前の原地盤の形状及び施工後の出来形形状を計測して算定すること。

なお、覆砂にあたり、指定面積と出来高面積が乖離する場合は、監督職員と協議すること。

(7) 回航・えい航費について

本工事では以下の作業船及び条件によるえい航費を計上している。

受注者は、着工届提出後、設計図書の照査にあたり在籍船調査し、発注者へ報告すること。

なお、受注者は発注者へ、係留使用許可書等のえい航状況の確認ができる資料を提出すること。

3-3 施工管理

(1) 施工管理基準は、漁場関係工事施工管理基準(平成25年(2013年)4月 熊本県農林水産部)【※別添参照】を準用するものとするが、覆砂厚については規格値を「+200mm-50mm」とする。ただし、側線毎の実測値平均が設計厚以上かつ、全側点の実測値平均が設計厚以上であること。

また、本基準を準用するにあたっては、監督職員と協議すること。

(2) 着工前及びしゅん工後の地盤高を測量すること。

(3) 覆砂の測点は50m間隔以下のメッシュ交点とする。

(4) 測量に使用する基準点は監督職員と協議し、承認を得ること。

第4章 電子納品に関する事項

本工事は、電子納品対象工事とする。

4-1 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は、熊本県電子納品運用ガイドライン(以下「熊本県ガイドライン」という。)によるものとする。

4-2 電子納品

電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。

4-3 電子化に要する費用

電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもので、特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し設計変更で対応する。

第5章 その他

5-1 安全管理

- (1) 工事中は常に海上交通に対する保安対策について、十分対処すること。
- (2) 本工事において、夜間に作業船あるいは作業機械等を現場付近に停泊する場合は、必ず停泊灯を点灯するものとし、危険防止に十分留意すること。

5-2 暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、原則として指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に工事打合せ書等の書面で報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等が不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に工事打合せ等の書面で報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) (1)又は(2)の排除対策を講じたことにより、工事に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行いこと。

5-3 施工体系図の作成及び提出

熊本県土木工事共通仕様書により提出すること。

5－4 現場技術者等の腕章の着用について

- (1) 現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。
- (2) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者を対象とする。
- (3) 腕章の着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

5－5 情報共有システム

本工事は、情報共有システムを利用する工事である。

- (1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図書を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 情報共有システムの利用は、「工事の情報共有システム活用要領」によるものとする。ただし、本工事における情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料等）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれる。
- (3) 情報共有システムを利用することを原則とするが、最終的な利用の可否については受発注者間協議により決定することができる。

5－6 三者協議会について

本工事は、「三者協議会」の開催を予定していないが、「三者協議会」の開催が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

5－7 定めなき事項について

本仕様書に定めない事項又は本工事の施行にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。